

(参考) 技能者表彰実施要領の新旧対照表 (傍線部分は変更点)

新	旧
<p data-bbox="434 277 772 316" style="text-align: center;">技能者表彰実施要領</p> <p data-bbox="120 403 1086 528">技能者表彰規程 (昭和 42 年労働省告示第 38 号。以下「規程」という。) 第 6 条に基づく卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な細目について、以下のとおり定める。</p> <p data-bbox="120 616 846 654">1 推薦を行うことができる者及び推薦範囲</p> <p data-bbox="143 691 1086 770">推薦を行うことができる者 (以下「推薦者」という。) は (1) から (4) までとし、当該推薦者の推薦範囲はそれぞれ次のとおりとする。</p> <p data-bbox="120 836 257 866">(1) (略)</p> <p data-bbox="120 933 1086 1157">(2) 全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体、又は一般社団法人若しくは一般財団法人 (以下「全国的な事業主団体等」という。) 全国的な事業主団体等を構成する企業に雇用される者等 なお、ここでいう「全国的な事業主団体等」はアからウまでのとおりである。</p> <p data-bbox="120 1224 271 1254">ア～ウ (略)</p> <p data-bbox="120 1321 1086 1401">(3) 全国的な規模で障害者の雇用の支援等を行う団体 (以下「全国的な障害者団体」という。)</p>	<p data-bbox="1413 277 1751 316" style="text-align: center;">技能者表彰実施要領</p> <p data-bbox="1099 403 2065 528">技能者表彰規程 (昭和 42 年労働省告示第 38 号。以下「規程」という。) 第 6 条に基づく卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な細目について、以下のとおり定める。</p> <p data-bbox="1099 616 1825 654">1 推薦を行うことができる者及び推薦範囲</p> <p data-bbox="1122 691 2065 770">推薦を行うことができる者 (以下「推薦者」という。) は (1) から (4) までとし、当該推薦者の推薦範囲はそれぞれ次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1099 836 1236 866">(1) (略)</p> <p data-bbox="1099 933 2065 1157">(2) 全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人 (以下「全国的な事業主団体等」という。) 全国的な事業主団体等を構成する企業に雇用される者等 なお、ここでいう「全国的な事業主団体等」の<u>詳細</u>はアからウまでのとおりである。</p> <p data-bbox="1099 1224 1249 1254">ア～ウ (略)</p> <p data-bbox="1099 1321 2065 1401">(3) 全国的な規模で障害者の雇用の支援等を行う団体 (以下「全国的な障害者団体」という。)</p>

別表に定める職業部門のうち、22 部門の推薦を希望する者

なお、ここでいう「障害者団体」とは、構成員の障害者等の雇用の支援等を行う団体であって、事業活動を通じ、被推薦者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有しており、かつ、地域に限定されず活動を行う団体であること。

(4) (略)

2 被推薦者

推薦者は、次の全ての要件を充たす者の中から被推薦者を選考し、厚生労働大臣に推薦するものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。

また、推薦日以前において禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

(5) 被推薦者の推薦に係る技能に関し叙勲若しくは褒章を受章又は受章予定がないこと。

なお、長年のボランティア活動や人命救助など被推薦者の技能とは異なる理由で、叙勲又は褒章を受章又は受章予定がある者は推薦の妨げにはならない。

別表に定める職業部門のうち、22 部門の推薦を希望する者

なお、ここでいう「障害者団体」とは、構成員の障害者等の雇用の支援等を行う団体であって、事業活動を通じ、被推薦者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有しており、かつ、地域に限定されず活動を行う団体であること。

(4) (略)

2 被推薦者

推薦者は、次の全ての要件を充たす者の中から被推薦者を選考し、厚生労働大臣に推薦するものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。

また、過去 (推薦日以前)において禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

(5) 被推薦者の推薦に係る技能に関し叙勲又は褒章を受けたことがない (叙勲又は褒章の受章予定者も含む。) こと。

なお、長年のボランティア活動や人命救助など被推薦者の技能とは異なる理由で、叙勲又は褒章を受けたことがある者は推薦の妨げにはならない。

3 推薦手続

(1) 被推薦者の選考について

次のアからエまでの推薦者は、真に表彰されることがふさわしい者を別表に定める職種に従って選考し、別に示す期日までに推薦するものとする。なお、被推薦者は別表の表中「職種（2）」欄に掲げる職種（以下「職種（2）」とする。）のうち1つの職種についてのみ推薦できる。

ただし、被推薦者が別表に定める職業部門のうち、22部門の推薦を希望する場合は、1部門から21部門のいずれかの部門に加えて、22部門に推薦することができる。

ア 「都道府県知事」による推薦

都道府県知事による推薦数に制限はないが、職種（2）の1つの職種について1名とする。

なお、別表に定める職業部門のうち、1部門から21部門のいずれかの部門に該当する場合でかつ、1つの職種について、女性又は下記（3）に定める障害がある者をそれぞれ1名推薦する場合には、当該職種は3名までとする。

また、推薦に当たっては、広く民間産業団体、商工会議所、経営者団体、市町村等から推薦を求め、選考に当たっては、必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

イ 「全国的な事業主団体等」による推薦

全国的な事業主団体等による推薦数は各1名とする。ただし、別表に定める職業部門のうち、1部門から21部門のいずれかの部門に該当する場合でかつ、女性又は下記（3）に定める障害がある者をそれぞれ1

3 推薦手続

(1) 被推薦者の選考について

次のアからエまでの推薦者は、真に表彰されることがふさわしい者を別表に定める職種に従って選考し、別に示す期日までに推薦するものとする。なお、被推薦者は別表の表中「職種（2）」欄に掲げる職種（以下「職種（2）」とする。）のうち1つの職種にのみ推薦できる。

ただし、被推薦者が別表に定める職業部門のうち、22部門の推薦を希望する場合は、1部門から21部門のいずれかの部門に加えて、22部門に推薦することができる。

ア 「都道府県知事」による推薦

都道府県知事による推薦数に制限はないが、職種（2）の1つの職種について1名とする。

なお、別表に定める職業部門のうち、1部門から21部門のいずれかの部門に該当する場合でかつ、1つの職種について、女性又は下記（3）に定める障害がある者を1名以上推薦する場合には、当該職種は2名までとする。

また、推薦に当たっては、広く民間産業団体、商工会議所、経営者団体、市町村等から推薦を求め、選考に当たっては、必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

イ 「全国的な事業主団体等」による推薦

全国的な事業主団体等による推薦数は各1名とする。ただし、別表に定める職業部門のうち、1部門から21部門のいずれかの部門に該当する場合でかつ、女性又は下記（3）に定める障害がある者を1名以上推

名推薦する場合には、3名までとする。

また、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

ウ (略)

エ 「一般の推薦者」による推薦

一般の推薦者による推薦数は、各1名とする。

推薦者は、その推薦に賛同する者（以下「賛同者」という。）2名の賛同を得て推薦すること（自薦は不可とする。）。

なお、推薦者、被推薦者及び2人の賛同者は互いに二親等以内（配偶者を含む。）の親族関係になく、かつ、推薦者及び賛同者は推薦日時点で満20歳以上であること。

なお、「一般の推薦者」による推薦は、市井の人目に付きにくい分野等で活躍する優れた技能者を把握するために設けたものであることから、虚偽の申告による推薦等この趣旨に合致しない目的や方法による推薦はしないこと。

また、賛同者が賛同する被推薦者は1名とする。

(2)～(3) (略)

4 (略)

薦する場合には、2名までとする。

また、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

ウ (略)

エ 「一般の推薦者」による推薦

一般の推薦者による推薦数は、各1名とする。

推薦者は、その推薦に賛同する者（以下「賛同者」という。）2名の賛同を得て推薦すること（自薦は不可とする。）。

なお、推薦者、被推薦者及び2人の賛同者は互いに二親等以内（配偶者を含む。）の親族関係になく、かつ、賛同者は推薦日時点で満20歳以上であること。

なお、「一般の推薦者」による推薦は、市井の人目に付きにくい分野等で活躍する優れた技能者を把握するために設けたものであることから、虚偽の申告による推薦等この趣旨に合致しない目的や方法による推薦はしないこと。

また、賛同者が賛同する被推薦者は1名とする。

(2)～(3) (略)

4 (略)

5 表彰の実施等

(1) ～ (4) (略)

(5) 表彰状の滅失について

過去に表彰された者が、災害等やむをえない事情により表彰状を滅失した場合、証明書類を厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室技能振興係に提出することで、表彰状に代わるものとして証明書の交付を受けることができる。

なお、表彰に際して被表彰者に対し贈呈する卓越技能章(盾および徽章)については、滅失理由の如何を問わず、再交付は行わないものとする。

6 (略)

7 附則

この実施要領は、令和5年12月22日から適用する。

(実施要領 別表) (略)

5 表彰の実施等

(1) ～ (4) (略)

(5) 表彰状の滅失について

過去に表彰された者が、災害等やむをえない事情により表彰状を滅失した場合、証明書類を厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室技能振興係に提出することで、表彰状に代わるものとして証明書の交付を受けることができる。

6 (略)

7 附則

この実施要領は、令和2年12月23日から適用する(令和5年3月17日一部改正)。

(実施要領 別表) (略)

(注) 新旧対照表は、縦書き・横書きや用紙の縦置き・横置きを問わない。